

令和5年3月31日以前に認定を受けた「先端設備導入計画」がある。



令和5年3月31日以前に認定を受けた「先端設備導入計画」に記載した設備に追加して、令和5年4月1日以降新たに設備を取得する場合。

令和5年3月31日以前に認定を受けた「先端設備導入計画」に記載した設備の中に、令和5年4月1日以降取得予定の設備が記載されている場合。

記載例

番号	設備等名/型式	導入時期
1	A設備	令和5年3月
2	B設備	令和5年4月
3	C設備	令和5年4月

令和5年3月31日以前に認定を受けた「先端設備導入計画」に記載した設備の導入がずれ込み、令和5年4月1日以降に取得することになった場合。

記載例

番号	設備等名/型式	導入時期
1	A設備	令和5年3月
2	B設備	令和5年3月
3	C設備	令和5年3月

※A設備のみ令和5年3月中に導入し、B設備並びにC設備の導入が令和5年4月以降になった場合



令和5年4月1日以降に取得する、新たな設備のみ、新制度の新しい申請書をご提出ください。

令和5年4月1日以降取得予定の設備についてのみ、改めて新制度の新しい申請書をご提出ください。（その際に、旧制度の変更申請のご提出は必要ありません。）※記載例B設備、C設備のみ新制度で申請。

令和5年4月1日以降取得予定の設備についてのみ、改めて新制度の新しい申請書をご提出ください。（その際に、旧制度の変更申請のご提出は必要ありません。）※記載例B設備、C設備のみ新制度で申請。